

第一号様式（第一条又は第二条関係）（A 4）

届出書

（第一面）

エネルギーの使用の合理化に関する法律（以下「法」という。）第75条第1項前段又は法第75条の2第1項前段の規定による届出をします。この届出書に記載の事項は、事実に相違ありません。

所管行政庁 様

平成 年 月 日

届出者氏名 印

【届出の別】

- 第一種特定建築物（法第75条第1項前段の規定による届出）  
 第二種特定建築物（法第75条の2第1項前段の規定による届出）

※受付欄	※特記欄	※整理番号欄
平成 年 月 日		
第 号		
係員印		

第一種特定建築主等又は第二種特定建築主の概要

---

【1. 第一種特定建築主等又は第二種特定建築主】

【イ. 氏名のフリガナ】

【ロ. 氏名】

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 住所】

【ホ. 電話番号】

---

【2. 代理人】

【イ. 氏名】

【ロ. 勤務先】

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 所在地】

【ホ. 電話番号】

---

【3. 設計者】

【イ. 氏名】

【ロ. 勤務先】

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 所在地】

【ホ. 電話番号】

---

【4. 建築物及びその敷地の概要】

【イ. 所在地】

【ロ. 名称】

【ハ. 用途】

【ニ. 構造】 鉄筋コンクリート造 鉄骨鉄筋コンクリート造 鉄骨造

その他 ( )

【ホ. 階数】 地上 階 地下 階

(届出部分) (届出以外の部分) (合計)

【ヘ. 床面積の合計】 ( m<sup>2</sup> ) ( m<sup>2</sup> ) ( m<sup>2</sup> )

---

【5. 工事着手予定年月日】 平成 年 月 日

---

【6. 工事完了予定年月日】 平成 年 月 日

---

【7. 備考】

(第三面 (住宅の用途に供する建築物) )

省エネルギー措置の概要

- 【1. 工事種別】 新築 増築 改築  
直接外気に接する屋根、壁又は床の修繕又は模様替  
空気調和設備等の設置 空気調和設備等の改修

【2. 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止のための措置】

該当する地域区分 ( 地域)

性能基準

- 年間暖冷房負荷 (年間暖冷房負荷 MJ/(m<sup>2</sup>・年))  
熱損失係数及び夏期日射取得係数 (熱損失係数 W/(m<sup>2</sup>・K))  
(夏期日射取得係数 )

仕様基準

【屋根又は天井】

- 断熱材の施工法 内断熱工法 外断熱工法  
充填断熱工法 外張断熱工法 内張断熱工法

- 断熱性能 断熱材の種別及び厚さ (種別 ) (厚さ mm)  
熱貫流率 ( W/(m<sup>2</sup>・K)) 熱抵抗値 ( (m<sup>2</sup>・K)/W)

【壁】

- 断熱材の施工法 内断熱工法 外断熱工法  
充填断熱工法 外張断熱工法 内張断熱工法

- 断熱性能 断熱材の種別及び厚さ (種別 ) (厚さ mm)  
熱貫流率 ( W/(m<sup>2</sup>・K)) 熱抵抗値 ( (m<sup>2</sup>・K)/W)

【床等】

- 床 土間床等の外周部

- 床等の部位 外気に接する部分 その他の部分

- 断熱材の施工法 内断熱工法 外断熱工法

- 充填断熱工法 外張断熱工法 内張断熱工法  
断熱性能 断熱材の種別及び厚さ (種別 ) (厚さ mm)  
熱貫流率 ( W/(m<sup>2</sup>・K)) 熱抵抗値 ( (m<sup>2</sup>・K)/W)

【開口部】

- 断熱性能 建具等の種類 (建具の材質 ) (ガラスの種別 )  
熱貫流率 ( W/(m<sup>2</sup>・K))

【日射遮蔽性能】

- ガラスの日射遮蔽性能 (日射侵入率 )

- 開口部付属部材 (付属部材 )

- ひさし、軒等

【3. 空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用のための措置】

- 【空気調和設備 (共用部に設けるもの)】  
省エネルギー措置の概要 ( )

- 【空気調和設備以外の機械換気設備 (共用部に設けるもの)】

- 性能基準 (換気エネルギー消費係数 )

- 仕様基準 (評価点の合計 )

- 【照明設備 (共用部に設けるもの)】  
性能基準 (照明エネルギー消費係数 )

- 【給湯設備 (共用部に設けるもの)】

- 省エネルギー措置の概要 ( )

- 【昇降機 (共用部に設けるもの)】

- 性能基準 (エレベーターエネルギー消費係数 )

- 仕様基準 (評価点の合計 )

【4. 備考】

(第三面 (住宅以外の用途に供する建築物) )

省エネルギー措置の概要

- 【1. 工事種別】 新築 増築 改築  
直接外気に接する屋根、壁又は床の修繕又は模様替  
空気調和設備等の設置 空気調和設備等の改修

- 【2. 用途区分】 ホテル等 病院等 物品販売業を営む店舗等 事務所等  
学校等 飲食店等 集会所等 工場等

【3. 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止のための措置】

【外壁、窓等】

- 性能基準 (年間熱負荷係数 MJ/(m<sup>2</sup>・年))  
仕様基準 (評価点の合計 )  
基準対象外

【4. 空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用のための措置】

【空気調和設備】

- 性能基準 (空調エネルギー消費係数 )  
仕様基準 (評価点の合計 )  
基準対象外

【空気調和設備以外の機械換気設備】

- 性能基準 (換気エネルギー消費係数 )  
仕様基準 (評価点の合計 )  
基準対象外

【照明設備】

- 性能基準 (照明エネルギー消費係数 )  
仕様基準 (評価点の合計 )  
基準対象外

【給湯設備】

- 性能基準 (給湯エネルギー消費係数 )  
仕様基準 (評価点の合計 )  
基準対象外

【昇降機】

- 性能基準 (エレベーターエネルギー消費係数 )  
仕様基準 (評価点の合計 )  
基準対象外

【5. 備考】

(注意)

1. 届出書類

① 住宅の用途のみに供されている建築物の届出

第一面、第二面及び第三面（住宅の用途に供する建築物）を提出してください。なお、「住宅」とは、一戸建住宅、連続住宅、重ね建住宅、共同住宅その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいいます。

② 住宅の用途及び住宅以外の用途に供されている建築物の届出

(1) 住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が 300 m<sup>2</sup>未満の場合

住宅以外の用途に供する部分を、住宅の用途に供するものとして取り扱うこととします。第一面、第二面及び第三面（住宅の用途に供する建築物）を提出してください。

(2) 住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が 300 m<sup>2</sup>以上の場合

原則として、第一面、第二面、第三面（住宅の用途に供する建築物）及び第三面（住宅以外の用途に供する建築物）を提出してください。また、住宅以外の複数の用途に供する建築物については、各用途ごとに第三面（住宅以外の用途に供する建築物）を提出してください。ただし、次に掲げる場合は、それぞれの区分に応じた取扱いとすることができます。

イ 住宅の用途に供する部分の床面積の合計が、建築物の床面積の合計の 5 分の 1 未満で、かつ、2000 m<sup>2</sup>未満である場合 当該部分を特定用途（住宅及び工場等以外の用途のうち、建築物の床面積に占める割合が最も大きいものをいいます。以下同じ。）に供するものとして取り扱うことができます。

ロ 特定用途に供する部分の床面積の合計が、建築物の床面積の合計の 5 分の 4 以上で、かつ、非特定用途（住宅、工場等及び特定用途以外の用途のうち、建築物の床面積に占める割合が最も大きいものをいいます。以下同じ。）に供する部分の床面積の合計が 2000 m<sup>2</sup>未満である場合 住宅、工場等及び特定用途以外の用途に供する部分を特定用途に供するものとして取り扱うことができます。

ハ 特定用途に供する部分の床面積の合計が、建築物の床面積の合計の 2 分の 1 以上 5 分の 4 未満で、かつ、非特定用途に供する部分の床面積の合計が 300 m<sup>2</sup>未満である場合 住宅、工場等及び特定用途以外の用途に供する部分を特定用途に供するものとして取り扱うことができます。

なお、イの規定及びロ又はハの規定を同時に適用することは可能ですが、ロ又はハの規定の適用の判断に当たっては、イの規定により特定用途に供するものと取り扱われる部分についても、特定用途以外の用途に供されるものとして取り扱われることとなります。

③ 住宅以外の用途のみに供されている建築物の届出

第一面、第二面及び第三面（住宅以外の用途に供する建築物）を提出してください。また、複数の用途に供する建築物については、各用途ごとに第三面（住宅以外の用途に供する建築物）を提出してください。ただし、次に掲げる場合は、それぞれの区分に応じた取扱いとすることができます。

イ 特定用途に供する部分の床面積の合計が、建築物の床面積の合計の 5 分の 4 以上で、かつ、非特定用途に供する部分の床面積の合計が 2000 m<sup>2</sup>未満である場合 住宅、工場等及び特定用途以外の用途に供する部分を特定用途に供するものとして取り扱うことができます。

ロ 特定用途に供する部分の床面積の合計が、建築物の床面積の合計の 2 分の 1 以上 5 分の 4 未満で、かつ、非特定用途に供する部分の床面積の合計が 300 m<sup>2</sup>未満であ

る場合 住宅、工場等及び特定用途以外の用途に供する部分を特定用途に供するものとして取り扱うことができます。

## 2. 各面共通関係

数字は算用数字を用いてください。

### 3. 第一面関係

① 届出者の氏名の記入を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

② 届出の別は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

③ ※印のある欄は記入しないでください。

### 4. 第二面関係

① 第一種特定建築主等、第二種特定建築主、設計者又は工事施工者がそれぞれ2者以上の場合は、第二面は代表となる第一種特定建築主等、第二種特定建築主、設計者又は工事施工者について記入し、別紙に他の第一種特定建築主等、第二種特定建築主、設計者又は工事施工者について記入して添えてください。

② 1欄は、第一種特定建築主等又は第二種特定建築主が法人の場合は、「イ」は法人の名称及び代表者の氏名のフリガナを、「ロ」は法人の名称及び代表者の氏名を、「ニ」は法人の所在地を、第一種特定建築主等又は第二種特定建築主がマンションの管理を行う建物の区分所有等に関する法律第3条又は第65条に規定する団体の場合は、「イ」は団体の名称及び代表者の氏名のフリガナを、「ロ」は団体の名称及び代表者の氏名を、「ニ」は団体の所在地を記入してください。

③ 2欄は、第一種特定建築主等又は第二種特定建築主からの委任を受けて届出をする場合に記入してください。

④ 4欄の「ニ」は、該当するすべてのチェックボックスに「レ」マークを入れてください。なお、その他の構造を含む場合は、「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せて具体的な構造を記入してください。

⑤ ここに書き表せない事項で特に記入すべき事項は、7欄に記入し、又は別紙に記入して添えてください。

### 5. 第三面（住宅の用途に供する建築物）関係

① 1欄は、該当するすべてのチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

② 2欄は、「性能基準」又は「仕様基準」の該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

③ 2欄の「性能基準」は、「年間暖冷房負荷」又は「熱損失係数及び夏期日射取得係数」の該当するチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せて必要な事項を記入するとともに、省エネルギー基準（法第73条第1項に基づき国土交通大臣が定める基準をいいます。以下同じ。）の適用に当たって使用した計算表は、別紙に記入して添えてください。

④ 2欄の「仕様基準」の「屋根又は天井」及び「壁」の「断熱材の施工法」は、部位ごとに断熱材の施工法を複数用いている場合は、主たる施工法のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。なお、主たる施工法以外の施工法について、主たる施工法に準じて、第三面（住宅の用途に供する建築物）のうち当該部位に係る事項を記入したもの添えることを妨げるものではありません。

⑤ 2欄の「仕様基準」の「屋根又は天井」及び「壁」の「断熱性能」は、「断熱材の種別及び厚さ」、「熱貫流率」又は「熱抵抗値」のうち、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せて必要な事項を記入してください。「断熱材の種別及び厚さ」については、当該部位に使用している断熱材の材料名及び厚さを記入してください。

- ⑥ 2欄の「仕様基準」の「床等」は、床及び土間床等（地盤面をコンクリートその他これに類する材料で覆ったもの又は床裏が外気に通じないものをいいます。）の外周のうち、主たる部位を対象としてください。
- ⑦ 2欄の「仕様基準」の「床等」の「床等の種別」及び「床等の部位」は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑧ 2欄の「仕様基準」の「床等」の「断熱材の施工法」は、断熱材の施工法を複数用いている場合は、主たる施工法のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。なお、主たる施工法以外の施工法について、主たる施工法に準じて、第三面（住宅の用途に供する建築物）のうち当該部位に係る事項を記入したものを添えることを妨げるものではありません。
- ⑨ 2欄の「仕様基準」の「床等」の「断熱性能」は、「断熱材の種別及び厚さ」、「熱貫流率」又は「熱抵抗値」のうち、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せて必要な事項を記入してください。「断熱材の種別及び厚さ」については、当該部位に使用している断熱材の材料名及び厚さを記入してください。
- ⑩ 2欄の「仕様基準」の「開口部」は、開口部のうち主たるものを見ることとしてください。
- ⑪ 2欄の「仕様基準」の「開口部」の「断熱性能」は、「建具等の種類」又は「熱貫流率」の該当するチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せて必要な事項を記入してください。
- ⑫ 日射遮蔽措置がとられている場合は、2欄の「仕様基準」の「開口部」の「日射遮蔽性能」の「窓の日射侵入率」、「付属部材」及び「ひさし、軒等」について該当するチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せて必要な事項を記入してください。
- ⑬ 3欄の各消費係数は、以下の数値をいいます。
- (1) 「換気エネルギー消費係数」 住宅に設ける機械換気設備が1年間で消費するエネルギーの量で熱量に換算したものを、同期間における当該住宅の仮想換気消費エネルギー量で熱量に換算したもので除して得た数値
  - (2) 「照明エネルギー消費係数」 住宅に設ける照明設備が1年間に消費するエネルギーの量で熱量に換算したものを、同期間における当該住宅の仮想照明消費エネルギー量で熱量に換算したもので除して得た数値
  - (3) 「エレベーターエネルギー消費係数」 住宅に設けるエレベーターが1年間に消費するエネルギーの量で熱量に換算したものを、同期間における当該住宅の仮想エレベーター消費エネルギー量で熱量に換算したもので除して得た数値
- ⑭ 3欄の共用部に設ける「空気調和設備」及び「給湯設備」は、これらの設備を設け、かつ、集中熱源から各住戸へダクトや配管によって温風や温水等を供給する場合は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せてその省エネルギー措置の概要について記入してください。
- ⑮ 3欄の共用部に設ける「空気調和設備以外の機械換気設備」、「照明設備」及び「昇降機」は、これらの設備を設ける場合は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せて性能基準又は仕様基準に基づく評価を記入してください。
- ⑯ ⑭及び⑮の規定にかかわらず、3欄は、一戸建住宅に設けるもの並びに連続住宅、重ね建住宅及び共同住宅において住戸ごとに設けるものについて記入する必要はありません。
- ⑰ エネルギー利用効率化設備その他のエネルギーの効率的利用を図ることができる設備又は器具等、ここに書き表せない事項で特に記入すべき事項は、4欄に記入し、

又は別紙に記入して添えてください。

#### 6. 第三面（住宅以外の用途に供する建築物）関係

- ① 1欄は、該当するすべてのチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ② 2欄は、該当するすべてのチェックボックスに「レ」マークを入れてください。建築物の用途区分は、次のとおりとします。なお、複数の用途について省エネルギー性能を計算する際にそれぞれの用途に対応した省エネルギー基準を適用する場合にあっては、適用する省エネルギー基準ごとに建築計画又は設備計画について別紙に記入して添えてください。
  - (1) 「ホテル等」とは、ホテル、旅館その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいいます。
  - (2) 「病院等」とは、病院、老人ホーム、身体障害者福祉ホームその他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいいます。
  - (3) 「物品販売業を営む店舗等」とは、百貨店、マーケットその他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいいます。
  - (4) 「事務所等」とは、事務所、官公署、図書館、博物館その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいいます。
  - (5) 「学校等」とは、小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、専修学校、各種学校その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいいます。
  - (6) 「飲食店等」とは、飲食店、食堂、喫茶店、キャバレーその他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいいます。
  - (7) 「集会所等」とは、公会堂、集会場、ボーリング場、体育館、劇場、映画館、ぱらんこ屋その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいいます。
  - (8) 「工場等」とは、工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、観覧場、卸売市場、火葬場その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいいます。
- ③ 3欄及び4欄は、「外壁、窓等」など各項目について、省エネルギー基準に基づき、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れた上で、性能基準又は仕様基準に基づく評価等必要な事項を記入してください。また、省エネルギー基準の適用に当たって使用した計算表は、別紙に記入して添えてください。ただし、次に掲げる場合に該当するときは、「基準対象外」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
  - (1) 「外壁、窓等」については、工場等の用途に供する建築物の場合
  - (2) 「空気調和設備」については、工場等の用途に供する建築物の場合
  - (3) 「空気調和設備以外の機械換気設備」については、工場等の用途に供する建築物の場合又は建築物に設けられる換気設備（空気調和設備及び定格出力0.2キロワット以下の機械換気設備を除きます。）の定格出力の合計が5.5キロワット未満である場合
  - (4) 「照明設備」については、建築物に主として作業環境上必要な照明を確保するため屋内に設けられる照明（避難用、救命用その他特殊な目的のために設けられるものを除きます。）がない場合
  - (5) 「給湯設備」については、建築物に設けられる給湯設備が返湯管を有する中央熱源方式のものではない場合
  - (6) 「昇降機」については、ホテル等及び事務所等以外の用途に供する建築物の場合又は建築物に設けられるエレベーターの設置台数が3台未満の場合

- ④ 4 欄の各消費係数は、以下の数値をいいます。
- (1) 「空調エネルギー消費係数」 建築物に設ける空気調和設備が空気調和負荷を処理するために 1 年間に消費するエネルギーの量で熱量に換算したものを、同期間ににおける当該建築物の仮想空気調和負荷で除して得た数値
  - (2) 「換気エネルギー消費係数」 建築物に設ける機械換気設備が 1 年間に消費するエネルギーの量で熱量に換算したものを、同期間ににおける当該建築物の仮想換気消費エネルギー量で熱量に換算したもので除して得た数値
  - (3) 「照明エネルギー消費係数」 建築物に設ける照明設備が 1 年間に消費するエネルギーの量で熱量に換算したものを、同期間ににおける当該建築物の仮想照明消費エネルギー量で熱量に換算したもので除して得た数値
  - (4) 「給湯エネルギー消費係数」 建築物に設ける給湯設備が 1 年間に消費するエネルギーの量で熱量に換算したものを、同期間ににおける当該建築物の仮想給湯負荷で除して得た数値
  - (5) 「エレベーターエネルギー消費係数」 建築物に設けるエレベーターが 1 年間に消費するエネルギーの量で熱量に換算したものを、同期間ににおける当該建築物の仮想エレベーター消費エネルギー量で熱量に換算したもので除して得た数値
- ⑤ エネルギー利用効率化設備その他のエネルギーの効率的利用を図ることができる設備又は器具等、ここに書き表せない事項で特に記入すべき事項は、5 欄に記入し、又は別紙に記入して添えてください。